

四国地方整備局告示第 号  
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年十一月三十日

四国地方整備局長 北橋 建治

第1 起業者の名称 香川県

第2 事業の種類 県道飯野宇多津線改築工事（香川県丸亀市飯野町東分字山崎地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 香川県丸亀市飯野町東分字山崎地内
- 2 使用の部分 香川県丸亀市飯野町東分字山崎地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県丸亀市飯野町東二字瓦礫地内から同市飯野町東分字山崎地内までの延長540mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道飯野宇多津線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道飯野宇多津線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により香川県知事が県道に認定した路線であり、香川県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である香川県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足する

と判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、香川県丸亀市飯野町を起点とし、同県綾歌郡宇多津町に至る延長約6kmの路線である。沿線地域住民の日常生活を支える生活道路であるだけでなく、広域幹線道路である一般国道11号、県道善通寺府中線及び県道高松善通寺線を連絡する補助幹線道路として重要な路線である。また、近年ベッドタウンとして宅地開発の進む内陸部の丸亀市南部地域と旧地域振興整備公団により開発された海岸部の「新宇多津都市」を連絡する路線であり、当該地域の発展に伴い、今後とも交通量の増加が見込まれている。

しかしながら、このうち本件区間に係る現道（以下「現道」という。）は、道路幅員が約4mと狭小な1車線道路であるうえ、沿線に住家が連たんしているにもかかわらず、歩車道の区別のない混合交通の状況である。そのため、丸亀市南部地域の人口増加に伴う自動車交通量の増加により、交通混雑が発生し、付近の小学校への通学児童を含む歩行者の通行にも危険が及んでいる。

本件事業の完成により、歩道を備えた2車線道路が整備されることから、安全で円滑な交通が確保されるものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、交通混雑の緩和により現況よりも生活環境の改善が期待されること及び本件区間における計画交通量（平成42年）から勘案すると、地域社会の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全で円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規

格に基づき、2車線の道路を現道拡幅方式で整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、まず改築方式として現道拡幅方式とバイパス方式で検討が行われた後、現道西側拡幅案（申請案）と現道東側拡幅案の比較検討が行われている。

改築方式であるが、バイパス方式を採用しても道路線形の改良や支障家屋数の減少といった利点がないことから、現道拡幅方式が採用されている。

現道拡幅方式において、申請案と他の案を比較すると、申請案は、支障家屋が少なく、地域住民に与える影響が小さいこと、沿道の地域開発も期待できること、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を

充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香川県丸  
亀市役所